

「見守りカメラの設置」について

本市では、平成25年度から自治会等の地域団体が行う防犯カメラの設置を促進し、地域安全まちづくり防犯活動を支援することにより、地域の見守り力の向上に努めてきました。また、平成28年度には「公共施設への防犯カメラ設置計画」を作成し、子育て教育関連施設への防犯カメラの設置を進めてきましたが、令和2年度には当該計画に基づく設置が完了しました。

そこで、このたび新たに学校と地域などが連携して行う通学路における見守り活動を防犯設備面から補完し、登下校時における子どもたちの安全確保の強化を図るため、市が主体となって通学路や学校周辺等を中心に見守りカメラを設置することにより、地域における街頭犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進めていきたいと考えています。

◆ 背景：地域を取り巻く環境の変化

- 刑法犯認知件数
 - ・令和元年413件、令和2年427件、令和3年475件（*県内ワースト6位）
- 通学路における不審者情報
 - ・過去3年間の不審者情報122件のうち、87件が通学路で発生している。（*約70%）

◆ 事業目的

- 犯罪の抑止
- 事件等の早期解決
- 市民生活の安全の確保

◆ 設置場所

- 小学校の通学路、学校周辺等
- 不審者情報のある場所、事件発生箇所 など

◆ 設置規模

- 市内全体で500台（上限）
※通学路の距離や市内8地区の人口、面積等の地域状況を勘案して設置台数を設定します。

◆ 地域との連携強化

見守りカメラの設置という「ハード事業」だけでは、“本市が目指すまちづくり”は実現できません。これまで地域の皆さんが主体となった見守り活動や防犯活動など、人による「ソフト事業」と合わせて実施することで、“市民の皆さんが安全に安心して暮らせるまちづくり”が実現できるものと考えています。